令和４年４月２１日策定
令和８年７月２７日改訂

# 諫早市内保育所等における避難情報発令時の対応基準

## １　目的

台風や大雨等により避難情報が発令された場合に、利用者や職員の安全確保について迅速かつ適切に判断することができるよう、保育所等における対応基準を次のとおり定める。

## ２　対応基準

市から警戒レベル３以上の避難情報が発令された場合における保育所等各施設の対応は、別紙のとおりとする。

## ３　防災気象情報等による対応基準の運用

保育所等各施設の立地条件によって、危険となる警報の種類が異なることも考えられることから、「今後急激な悪化が予想される。」または、「既に天候は回復に向かっている。」などの条件も考慮し、最終的には保育所等各施設において判断する。

◎気象庁が発表する防災気象情報
（令和８年５月２９日から警戒レベル３～５に相当するレベルが付記された）
・レベル５：河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の「特別警報」
・レベル４：河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の「危険警報」
・レベル３：河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の「警報」
※土砂災害については、「レベル３」から短時間で「レベル４」へ切り替わるケースがあるため早めの準備が重要

・「キキクル」（危険度分布）の通知サービス

## ４　休園等被害状況の報告

休園時や被害発生時は、こども政策課あてメール・ファックス等で休園時期、被害日時、規模、対応状況など速やかに報告を行うこと。

Ｅメール：kodomo_seisaku@city.isahaya.nagasaki.jp
電話：22-2421（こども政策課直通）FAX：22-0431

5　マニュアルの作成等

平常時から施設の立地状況や危険箇所を確認し、災害発生情報の収集に努めるとともに、別紙対応基準に沿った具体的な対応マニュアルを保育所等各施設において定めておくこと。

また、日頃から職員間でマニュアルを共有し、これに基づいた避難訓練を確実に実施すること。

6　保護者への周知

マニュアルの内容については、日頃から保護者との相互理解を図り、入園説明会での配付、説明、園舎内への掲示等により周知すること。

7　避難情報等の確認方法

気象庁が発表する防災気象情報（各種警報、土砂災害警戒情報等）に基づき、市が発令する避難情報については、次の方法等で各施設において確認する。

（１）諫早市防災行政無線
（２）諫早市防災行政無線テレホンサービス（0120-419-009）
（３）諫早市防災メール（登録が必要です。）

（４）諫早市ホームページ

（５）諫早市公式Ｆａｃｅｂｏｏｋ「諫早市防災」・ＬＩＮＥ

（６）エフエム諫早（レインボーＦＭ７７．１ＭＨｚ）
（７）データ放送（いさはやケーブルテレビの防災情報）

8　その他

保護者や職員においては、自宅や登園・通勤ルートなどに危険な場所（土砂災害警戒区域・浸水想定区域）がないかを日ごろから確認し、「危険な場所は通らない」「危険場所から早めの避難」を心がけ、安全確保を行うことが重要です。

別紙

（１）土砂災害警戒区域・浸水想定区域以外の保育施設

| 警　戒<br>レベル | 避難情報<br>（住民が取るべき行動） | 休園<br>基準 | 対応基準 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 開園時刻前（登園前） | 開園中（保育中） |
| 3 | **高齢者等避難**<br>（高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかる人やその支援者は、危険な場所から安全な場所へ避難） | 開園 | ・保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応もあわせて連絡 | ・保護者に対し発令の周知（連絡）<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応もあわせて連絡 |
| 4 | **避難指示**<br>（危険な場所から全員避難） | 原則<br>休園 | **【休園する場合】**<br>・保護者へ休園を連絡<br><br>**【開園する場合】**<br>・保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応もあわせて連絡 | **※各園で想定している避難対応を実施**<br><br>**【休園する場合】**<br>・保護者への状況報告、お迎えの依頼<br><br>**【開園する場合】**<br>・保護者への状況報告、お迎え可能な保護者へのお迎えの依頼<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応もあわせて連絡 |
| 5 | **緊急安全確保**<br>（命の危険<br>直ちに安全確保！） | 休園 | ・保護者へ休園を連絡 | **※各園で想定している避難対応を実施**<br><br>・非常に危険な状況であるため、児童、保護者、職員の安全確保<br>・保護者への状況報告<br>・状況が改善してからのお迎えの依頼 |

（２）土砂災害警戒区域・浸水想定区域内の保育施設

<table>
<tr><th rowspan="2">警　戒<br>レベル</th><th rowspan="2">避難情報<br>（住民が取るべき行動）</th><th rowspan="2">休園<br>基準</th><th colspan="2">対応基準</th></tr>
<tr><th>開園時刻前（登園前）</th><th>開園中（保育中）</th></tr>
<tr><td>3</td><td>高齢者等避難<br>（高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかる人やその支援者は、危険な場所から安全な場所へ避難）</td><td rowspan="2">原則<br>休園</td><td rowspan="2">【休園する場合】<br>・保護者へ休園を連絡<br><br>【開園する場合】<br>・保護者に対し送迎時の安全を十分に考慮した上で登園するよう連絡<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応もあわせて連絡</td><td><u>※各園で想定している避難対応を実施</u><br><br>【休園する場合】<br>・保護者への状況報告、お迎えの依頼<br><br>【開園する場合】<br>・保護者への状況報告、お迎え可能な保護者へのお迎えの依頼<br>・今後の警戒レベル引き上げの際の対応を併せて連絡</td></tr>
<tr><td>4</td><td>避難指示<br>（危険な場所から全員避難）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>緊急安全確保<br>（命の危険　直ちに安全確保！）</td><td>休園</td><td>・保護者へ休園を連絡</td><td><u>※各園で想定している避難対応を実施</u><br><br>・非常に危険な状況であるため、児童、保護者、職員の安全確保<br>・保護者への状況報告<br>・状況が改善してからのお迎えの依頼</td></tr>
</table>

※土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害が発生した場合に住民の人命又は身体に危害が生じる恐れのある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：土砂災害が発生した場合に建物が破壊され、人命又は身体に大きな危害が生じる恐れのある区域）のことをいう。

※浸水想定区域とは、水防法に基づき指定される、洪水浸水想定区域（河川の氾濫）・高潮浸水想定区域（台風などによる海面上昇）・内水浸水想定区域（雨水が下水道や排水路に入りきらずに溢れる現象）のことをいう。

※指定箇所については、市ホームページ：ハザードマップを参照